

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0130001 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしく願い申し上げます。

敬白

記

《適用日》 平成 15 年 2 月 1 日（土）

《新規収載項目》

検査項目	実施料 (判断料区分)	医科点数表 区分	備考
クロスラプス精密測定	220 点 (生化)	「D007」 血液化学 検査の 「33」に 準じる	クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に、区分「D007」血液化学検査の「33」に準じて算定できる。ただし、治療開始前においては 1 回、その後は 6 月以内に 1 回に限り算定できる。

当該項目の検査試薬は 4 月頃に発売の予定であり、現時点では弊社では受託しておりません。

【検査の概要】

骨粗鬆症の患者に対し HRT やビスフォスフォネート療法(他の類似する治療法を含む)を実施した場合には、その治療効果判定および経過観察については、従来よりの治療 2 年後の骨塩量ではなくて、クロスラプス値を測定することにより 6 か月後に、治療効果のあるものと、効果のないものを鑑別することができるとしている。

骨粗鬆症の検査には、NTx(I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド)、DPD(デオキシピリジノリン)、BAP(骨性アルカリフォスファターゼ)、骨塩定量検査(DEXA 法)などが既に保険収載されている。これらの検査と比較すると、クロスラプスは変動率が鋭敏で、臨床的価値が高いとされている。